

受動喫煙対策強化のために健康増進法が改正されました

弁護士・公認不正検査士
渋谷 元宏

1 改正の趣旨

国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された健康増進法では、学校、病院、事務所や店舗など、多数者が利用する施設等の管理者に対し、「受動喫煙防止」のための措置を講じることが定められていますが、今般、健康増進法の一部が改正され、受動喫煙防止のための規制が強化されることになりました。

改正法は、①「望まない受動喫煙」をなくすこと、②多数者が利用する施設等の類型に応じて受動喫煙防止のための措置を定めること、③20歳未満の者等に対する受動喫煙による健康影響に配慮した対策を講じることなどを主な目的としています。

なお、この改正法は、2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けて段階的に施行され、2020年4月には全面施行される予定となっています。

2 改正の概要

(1) 施設等の類型に応じた対策

具体的には次のとおりです。

	<h4>I 事務所や商業施設</h4> <ul style="list-style-type: none"> ① 原則として屋内は禁煙 ② 喫煙専用室（標識の掲示が必要）でのみ喫煙可能 ③ 経過措置として、加熱式たばこ専用の喫煙室（室内の飲食も可）も設置可能 		<h4>IV 学校、病院、行政機関</h4> <ul style="list-style-type: none"> ① 屋内だけでなく敷地内も禁煙 ② 受動喫煙防止の措置をとれば屋外に喫煙場所の設置は可能
	<h4>II 飲食店（IIIを除く、新規店や大規模店）</h4> <p>上記①と同様</p>		<h4>V 旅館・ホテル</h4> <ul style="list-style-type: none"> ① 屋内や共用部分は上記①と同様 ② 客室内は法律の適用外なので、喫煙・禁煙を自由に選択可能
	<h4>III 飲食店（既存店かつ小規模店*）</h4> <p>原則屋内禁煙であるものの、経過措置として、従前どおり、標識を掲示した上で「喫煙可能」とすることもできる</p> <p>* 「小規模店」とは、個人や、資本金又は出資総額が5,000万円以下の中小企業（ただし、一つの大規模会社が発行済株式総数の2分の1以上を有する場合等を除く）が運営する店舗であって、かつ、客席床面積が100㎡以下のものをいいます。</p>		<h4>VI バス、タクシー、航空機</h4> <p>全面禁煙</p>
			<h4>VII 鉄道、船舶</h4> <p>上記①と同様</p>

(2) 喫煙可能場所への20歳未満の者の立入禁止

喫煙専用室、加熱式たばこ専用室など、屋内で喫煙可能な場所には、客だけでなく従業員も含めて、20歳未満の者を立ち入らせてはならず、20歳未満は立入禁止である旨の標識の掲示が必要となります。

(3) 法律違反に対する罰則適用

施設等の禁煙場所で喫煙をし、都道府県知事から喫煙の中止や禁煙場所からの退出を命じられたにもかかわらず、命令に違反する者に対しては30万円以下の過料が適用されます。

また、施設等の管理権原者が、禁煙場所に喫煙器具を設置している場合や、喫煙専用室の構造・設備が不適合であるにもかかわらず是正していない場合には、都道府県知事は勧告することができます。この勧告を受けても改善されない場合には、都道府県知事による公表や命令がなされ、さらに命令にも応じない場合には50万円以下の過料が適用されます。

施設等に喫煙専用室を設けていて、その標識に不備がある場合にも、やはり50万円以下の過料が適用されます。

なお、「過料」とは、刑法が適用される刑事罰ではなく、行政上の制裁となる罰（金銭徴収）です。

著者紹介



し ぶ や も と ひ ろ
渋谷 元宏（弁護士・公認不正検査士）

東京大学法学部卒業後、平成12年弁護士登録。平成21年しぶや総合法律事務所開設。上場企業社外監査役、各種法人理事・監事、自治体審議会委員、大学非常勤講師等を兼務。

▶ 著書

「親権・監護権をめぐる法律と実務（共著）」他

